

令和8年5月15日

東かがわ市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に関する  
当面の運用について

東かがわ市工事請負契約約款第25条第5項の運用については、令和6年4月にて通知し、運用しているところですが、令和8年3月31日付け総行第161号「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」の内容を踏まえ、東かがわ市においても、最新の取引価格を請負代金に適正に反映するため、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

記

1 運用方法

①残工期について

「東かがわ市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（以下「マニュアル」という。）第1章 総論 1-1 対象工事については、今後、想定外の建設資材の高騰や納期遅延により円滑な施工確保に支障をきたすおそれがあるため、残工期の規定の運用は行わないこととする。

②積算方法について

「マニュアル 1-4-1 スライド額算定方法の考え方」のそれぞれの品目毎のうち、アスファルト合材の変動後の金額については、令和8年4月28日付8技企第28194号で通知のあった香川県の当面の運用を準用し、実勢単価をスライド額算定に用いるものとし、また、実施設計書の単価としても適用するものとする。

2 適用

本通知は、令和8年5月1日以降に実施及び変更設計書を積算する工事から適用する。

3 問合わせ先

東かがわ市建設課工事監察グループ 0879-26-1302